

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の概要・立地

掛川市は、静岡県西部に位置し、静岡市と浜松市の間に位置している。東側は島田市、菊川市、御前崎市に、西側は袋井市、森町に接する。市北部は、標高832mの八高山をはじめとする山地であり、その南側に平地が開ける。市中央部には標高264mの小笠山があり、その山麓は複雑な谷筋を持った丘陵地である。掛川みなみ商工会の管轄エリアである市南部には、平地が広がり、遠州灘に面して約10kmにわたる砂浜海岸がある。

東西約16km、南北約30kmで南北に細長く、小笠山付近でくびれた形状である。面積は265.63km²であり、県内の3.4%を占める。

平均気温は17℃前後、降水量は約1,800mm、気候は温暖であるが、冬季は「遠州の空っ風」と呼ばれる強風が吹く。

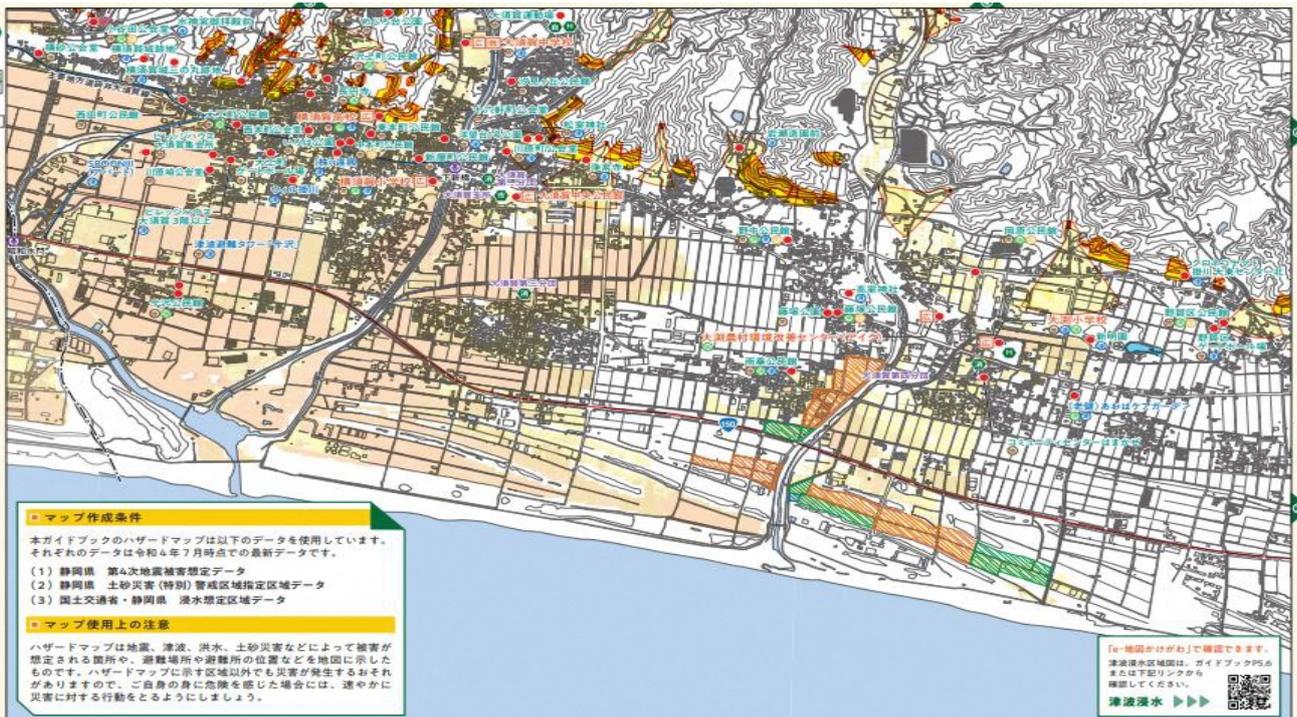
本市には、交通の主要路線である東名高速道路、新東名高速道路、国道1号、国道1号バイパス、国道150号、東海道新幹線、東海道本線、天竜浜名湖鉄道がある。

本計画は、掛川みなみ商工会の管轄エリアである旧大東大須賀地域について定めるものである。

(2) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

掛川市の主な河川は、菊川、西大谷川、東大谷川などがある。これらの河川は、各種事業による改修が進められ、洪水や浸水の不安は消されつつあるが、近年、郊外型住宅地の形成、流域開発などが進み、河川への雨水流出量が増大していることから、未整備区間や内水氾濫が想定される地域では、依然として洪水や浸水が引き起こされる危険が残っている。



(土砂災害：ハザードマップ)

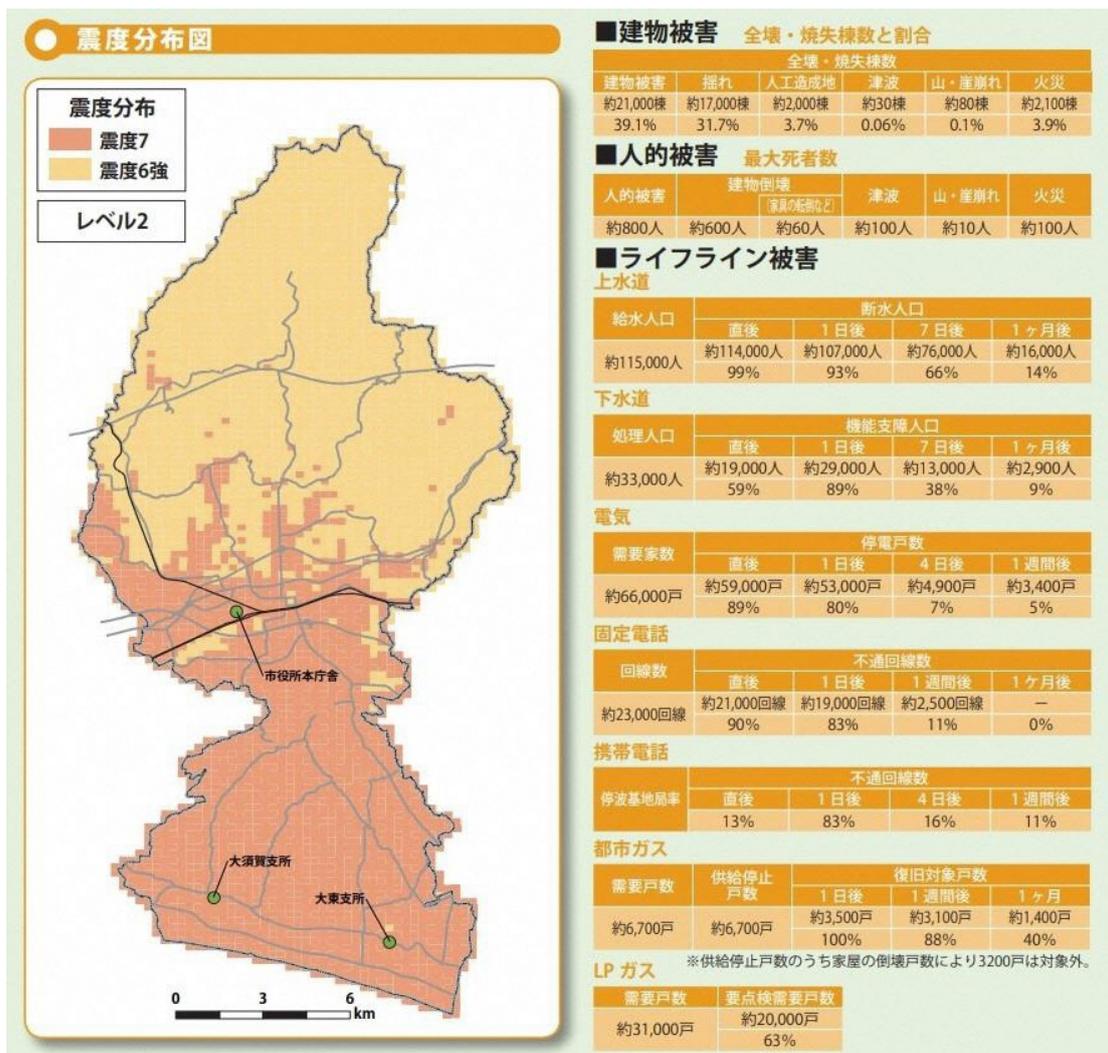
静岡県が発表している市町別土砂災害警戒区域情報によると、掛川市の土砂災害警戒区域は 1,342 件（土石流 216 件・地滑り 23 件・急傾斜 1,103 件）、土砂災害特別警戒区域は 1,270 件（土石流 176 件、急傾斜 1,094 件）となっている。（令和 5 年 1 月 26 日時点データ）

台風による大雨が発生すると、命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない、非常に危険な箇所が市内に多数点在している状況である。

(地震：静岡県第 4 次地震被害想定)

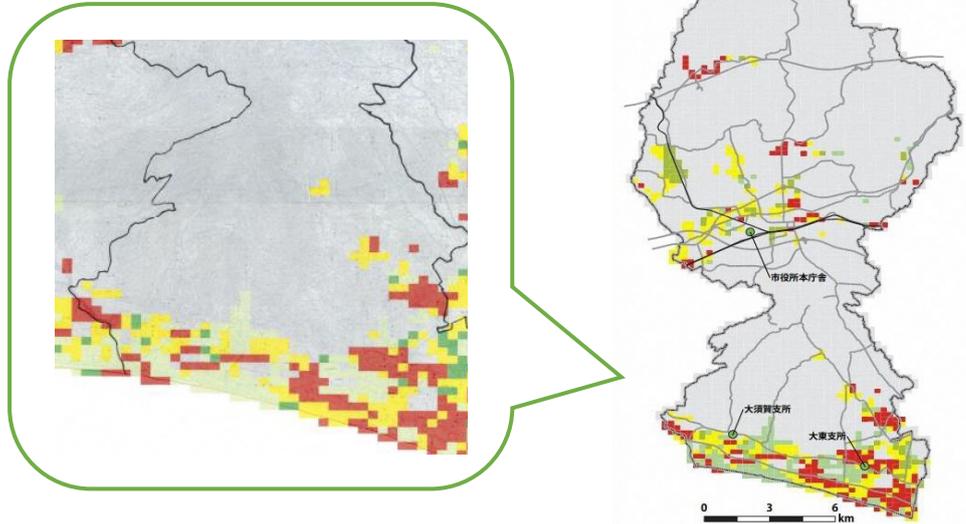
現在、当市が地震対策の基礎資料としている「静岡県第 4 次地震被害想定」では、東海・東南海・南海の三連動を含む東海地震を中心としたレベル 1 の地震と、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの南海トラフで発生するレベル 2 の巨大地震による被害を想定している。当市内で想定される揺れについては、震度 7 の地域が 50%（主に市南部）、震度 6 強の地域が 50%（主に市北部）とされ当商工会の属する地域は 99% が震度 7 と予測されている。

また、津波に関しては、掛川市沿岸の最大津波高は 13m、平均津波高は 11m と想定されており、津波浸水面積は、5.5km で、浸水域は、概ね国道 150 号より南と菊川流域が想定されている。



(液状化：危険度マップ)

県被害想定結果では、市域の約 11%が液状化の可能性があるとされている。特に可能性が高い地域としては、旧掛川地域（仁藤町・旭台・駅前・印内・葛川・金城・御所原・梅橋）、旧大東地域（国安・国包・千浜・浜野・三俣・中）、旧大須賀地域（沖之須）である。



(津波の浸水区域)

掛川市では、南海トラフ巨大地震により想定される最大クラス（レベル2）の津波により浸水被害が想定されている。津波最大浸水面積は5.5平方キロメートルで、浸水域は、菊川流域を除き概ね国道150号より南となっている。予想される最大津波高は13.2mでそのほかの区域も8～12mの高さが予測されている。

掛川市では、地域住民などが津波から一時的に避難するために「津波発生時における津波避難施設の使用に関する協定」を民間企業などと締結し、津波避難施設・津波避難タワー・いのち山などの場所を公開している。



(原子力災害：危険度マップ)

当市全域がUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）となっているため、浜岡原子力発電所の過酷事故による放射性物質及び放射線の放出又はその恐れのある事態が発生した場合は、屋内退避や避難などを実施する。



| 事象と防護措置 | | |
|-------------------------------------|--|------------------------|
| ■ 原子力施設の事故事象に応じた防護措置（EAL） | | |
| 区分 | 事象 | 防護措置概要 |
| 警戒事態 | 公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生。または、そのおそれがある状況。 ・震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・大津波警報が発令された場合など。 | 放射線モニタリングの強化 |
| 施設敷地緊急事態 | 原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた状況。 ・全交流電源喪失が、5分以上継続した場合。 ・使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない場合など。 | 屋内退避準備 緊急時モニタリングの実施 |
| 全面緊急事態 | 原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた状況。 ・全交流電源喪失が、30分以上継続した場合。 ・使用済燃料貯蔵槽の水位が更に低下。または、そのおそれがある場合など。 | 屋内退避 安定ヨウ素剤の服用準備 |
| ■ 原子力施設から放出された放射線量の測定値に応じた防護措置（OIL） | | |
| 放射線量（地上1mの空間放射線量率） | 防護措置概要 | |
| 0.5μSv/h | 数日内を目途に飲食物中の放射線を測定すべき区域を特定。 | |
| 20μSv/h | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に避難を実施。 | |
| 500μSv/h | 数時間以内に区域を特定し、避難などを実施。 | |

(その他：感染症の流行)

2020年に突然流行を引き起こした新型コロナウイルスのように、感染症の拡大によって事業活動や社会経済活動の停止、さらには経営破綻やサプライチェーンの崩壊等を招くことになってしまう未知の感染症についても、地理的条件等にあまり影響されない一つの災害リスクとして認識しておく必要がある。

(3) 商工業者の状況

掛川市は、「掛川商工会議所」と「掛川みなみ商工会」の2商工団体が併存しており、掛川商工会議所は旧掛川市を、掛川みなみ商工会は旧大東町及び旧大須賀町を管轄区域としている。

- ・事業所数 4,792 事業所
- ・内小規模事業者数 3,646 事業所

(出典：平成28年経済センサス)



【内訳】

| | 業種 | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 商工業者数に占める小規模事業者の割合 |
|------|--------|-------|---------|--------------------|
| 商工業者 | 卸・小売業 | 1,155 | 732 | 63% |
| | 製造業 | 647 | 484 | 75% |
| | 建設業 | 546 | 526 | 96% |
| | 宿泊・飲食業 | 611 | 395 | 65% |
| | その他の業種 | 1,833 | 1,509 | 82% |
| | 計 | 4,792 | 3,646 | 76% |

(4) これまでの取組

1) 掛川市の取組

①防災計画等の策定

- ・掛川市地域防災計画
- ・掛川市地震・津波対策アクションプログラム
- ・掛川市業務継続計画
- ・掛川市国土強靱化地域計画
- ・掛川市防災ガイドブック

②防災訓練等の実施

- ・総合防災訓練
- ・地域防災訓練
- ・防災研修会
- ・津波避難訓練
- ・原子力防災訓練
- ・水防訓練
- ・土砂災害訓練
- ・災害対策本部運営訓練
- ・遺体収容所運営訓練

③災害に備える各種協定の締結

- ・災害応援協定
- ・物資供給協定
- ・防災パートナーシップ協定
- ・津波避難施設協定

2) 掛川みなみ商工会の取組

- ・令和5年度「掛川みなみ商工会 B C P・震災時対応マニュアル」を制定し、随時改定を行っている。
- ・専門化派遣による B C P 策定支援
- ・専門化派遣による事業継続力強化計画作成支援
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・令和5年5月26日「大規模災害時及び新型コロナウイルス等の影響下における会員支援に関する商工会相互連携協定」締結 6 商工会(菊川市商工会、御前崎市商工会、森町商工会、浅羽町商工会、磐田市商工会、当会)と静岡県商工会連合会による情報交換会を実施し連携を深めている。
- ・防災備品の備蓄

II 課題

1. B C P に関する情報提供・周知が不十分

当商工会では、巡回・窓口相談やホームページ・会報誌等を通じ B C P を周知してきたが、事業者には災害リスクや B C P の本当の重要性が伝わっていないと思われる。そのため、B C P の策定支援までつながっていない。

2. B C P に対する小規模事業者の意識が浸透していない

当商工会では、事業所 B C P の重要性の周知や策定に関する指導をおこなってきたが、小規模事業者の意識や関心の高まりにつなげられておらず、策定に取り組む小規模事業者も増加していない。

3. 緊急時に対応する体制等の整備が不十分

人事異動等に合わせ、当会BCPの更新を行う必要があるが、現状では更新事務が滞っている。また、緊急時の取り組みについて漠然とした記載にとどまっており、緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を確実にできる当商工会経営指導員等職員の不足、といった課題もある。

4. 関係機関との連携が不十分

災害時や感染症発生時の情報提供や情報収集、BCPの普及については、掛川市をはじめとする各関係機関との連携が不可欠であるが、現状では、緊急時における具体的な連携体制が整備されていない。

III 目標

想定される大規模自然災害・感染症に対し、中小企業、特に小規模事業者が事前の防災への備えや、事後の早急な復旧・事業の継続ができるよう、掛川市と掛川みなみ商工会が一体となって取り組む。

1. 小規模事業者へのBCP策定支援の強化

小規模事業者に対し、ハザードマップなどをもとに巡回時における説明、BCP策定セミナーや個別相談会の開催等を通して、事業者の災害リスク・感染症リスクに対する意識を高めるとともに、事前対策の必要性について啓発しBCPの策定支援を強化する。

2. 連携体制の構築や情報の共有・支援機関としての機能継続

発災後、速やかな応急対策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかな拡大防止措置を行えるよう、各組織における体制、関係機関相互の連携体制を平時から構築する。また、市、商工会の二者間における情報共有を円滑に行うため、小規模事業者の被害情報を報告するルートを構築する。支援機関としての機能を継続し緊急時の対応が円滑に行えるよう、商工会のBCPを更新するとともに、会議や遠隔地とのやりとりにおけるリモート活用等の代替手段の確立により業務停滞を最小限に留めるよう努める。

3. 相談・支援体制の構築

被災した事業所の復旧・復興に向けて、支援情報の収集・提供や専門家を含む相談・支援体制を整える。特に感染症などのリスクに対しては、感染予防対策を徹底した上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など機動的に運用できる体制の構築を図る。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

掛川みなみ商工会と掛川市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・掛川市、掛川みなみ商工会、関係団体との連携を密にし、本計画との整合性を整理し、発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・掛川みなみ商工会においては、巡回経営指導時に、津波・洪水ハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組やBCP策定などを含めた対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・併せて、大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。
- ・未知の感染症の感染拡大に伴う事業への様々な影響について、公表されている事例等を交えて事業者への周知を行っていく。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン、LINE公式アカウント等において、国や県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介等を実施する。
- ・令和5年5月26日に近隣の6商工会（菊川市商工会、御前崎市商工会、森町商工会、浅羽町商工会、磐田市商工会、当会）と「大規模災害時及び新型コロナウイルス等の影響下における会員支援に関する商工会相互連携協定」を締結した。今後はその6商工会と静岡県商工会連合会による情報交換会を密に行う。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・令和5年度「掛川みなみ商工会BCP・震災時対応マニュアル」を制定し、随時改定を行っている。

3) 関連団体との連携

- ・静岡県BCPコンサルティング協同組合と連携し、事業継続力強化計画をはじめとする事業者B

ＣＰ（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定支援を実施する。

- ・提携している各損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナー等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示やセミナー等の共催を依頼する。
- ・日本政策金融公庫、静岡県信用保証協会をはじめとした金融機関との連携を行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・専門家や金融機関と連携しながら、状況確認や改善点等について協議し、フォローアップをおこなう。

5) 当該計画における訓練の実施

当会策定BCPに基づき、自然災害等を想定した防災訓練を実施するとともに、市・商工会による情報伝達ルートなどの確認を行う。その他の訓練についても必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対応 >

- ・自然災害等による発災時には、人命の救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

1) 応急対策の実施の可否の確認

- ・発災後1時間以内に、携帯電話、SNS、災害伝言ダイヤル171等を利用し、職員の安否確認を行う。
- ・発災後24時間以内に大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を掛川みなみ商工会と掛川市で共有する。情報を共有する連絡手段としては、事務所の固定電話、メールを使用する。なお双方の連絡窓口は以下のとおりとする。

| 団体名 | 連絡窓口 |
|----------|----------|
| 掛川市 | 産業労働政策課長 |
| 掛川みなみ商工会 | 事務局長 |

- ・感染症の流行の場合は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「緊急事態宣言」が出た時点や掛川市に対策本部が設置された段階をスタートとし、職場における感染対策を最優先に行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・掛川みなみ商工会と掛川市との間で、大まかな被害状況などを共有・把握し、状況や規模に応じた応急対策の方針を決める。掛川みなみ商工会では、訪問可能な地区内小規模事業者を訪問することで、被害状況の確認を行う。掛川市においては、市内における道路、電気、ガス等のインフラに関わる被害状況等の確認をする。
- ・本地区に震度5強以上の地震、或いは行政が災害対策本部を設置した場合、当会に災害対策本部を設置する。

(被害状況の目安は以下を想定)

| 被害規模 | 被害の状況 | 想定する応急対策の内容 |
|-----------|--|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の半壊・全壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 | <ul style="list-style-type: none">1) 緊急相談窓口の設置・相談業務2) 被害調査・経営課題の把握業務3) 復興支援策を活用するための支援業務 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の半壊・全壊」等、大きな被害が発生している。 | <ul style="list-style-type: none">1) 緊急相談窓口の設置・相談業務2) 被害調査・経営課題の把握業務 |
| ほぼ被害はない | ・目立った被害の状況がない。 | 特に行わない |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が発生しているものとする。

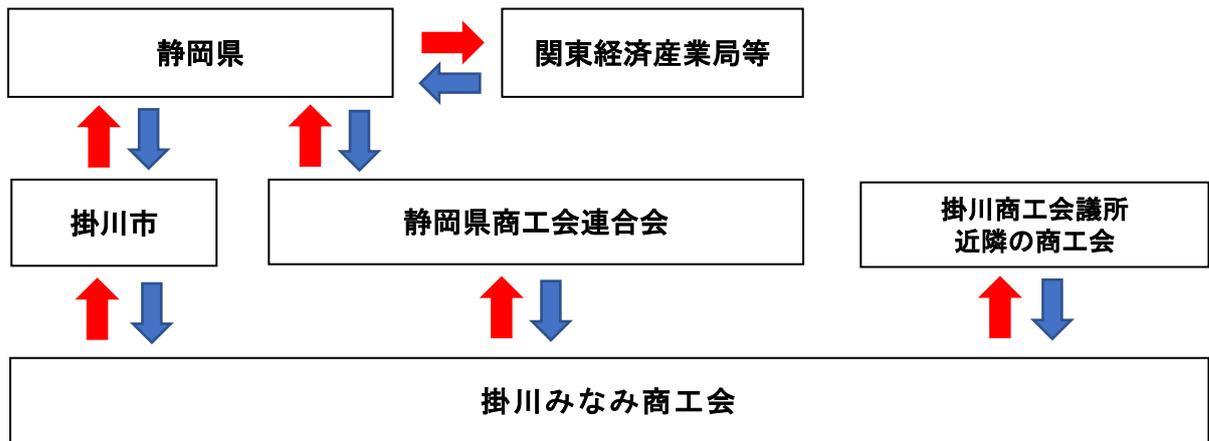
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

| | |
|---------|-----------|
| 発生後～1週間 | 1日に3回共有する |
| 1週間～2週間 | 1日に2回共有する |
| 2週間～1ヶ月 | 1日に1回共有する |
| 1ヶ月以降 | 2日に1回共有する |

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害発生時に、小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことできる仕組みを構築する。
- ・二次災害を防止するために、被災地域での活動を行う事について決める。
- ・掛川みなみ商工会と掛川市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・掛川みなみ商工会と掛川市が共有した情報を、静岡県の指定する方法にて掛川みなみ商工会は静岡県商工会連合会へ、掛川市は静岡県に報告する。

【連絡体制図】



○被害状況報告の内容

| 項目 | 内容 |
|----------|--|
| 企業名・事業所名 | 被害を受けた企業・事業所の名称 |
| 所在地 | 被害を受けた企業・事業所の所在地 |
| 業種 | 製造業、建設業、小売業、卸売業、サービス業、その他 |
| 被害状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・建物の状況（全壊、半壊等） ・浸水の状況（床上、床下） ・機械設備の状況 ・製品等の状況 |
| 被害額（千円） | |
| 内 訳 | 建物、機械設備、製品その他 |

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

① 相談窓口の開設

当商工会は、市と協議のうえ、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。
また、国・県から相談窓口設置に関して特別の要請を受けたときにはこれに従うものとする。

② 管内小規模事業者の被害状況の確認

発災後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施する。

| 段階 | 時間経過 | 被害調査の内容 | 確認の方法 |
|----|----------------------|---------------------------------------|-------------------------|
| 1 | 発災直後 ～ 2 日程度後 | 安否、人的被害の確認調査 (生存、行方不明、負傷者) | 役職員を対象に携帯電話、LINE、SNS |
| | | 大まかな被害の確認調査 (職員の参集不可、居住地周辺被害状況) | 被災区域の事業者を中心に聞き取り調査 |
| 2 | 安全確認後 ～ 7 日程度後 | 直接被害の確認調査 (非住家被害、商工被害) | 管内小規模事業者を対象に巡回訪問により聞き取り |
| | | 間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品原材料調達状況、風評等) | |
| 3 | 発災 3 日後 ～ 14 日程度後 | 経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続き等) | 管内小規模事業者を対象に巡回訪問により聞き取り |
| | | 間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等) | |

- 感染症の流行等による大幅な景気の落ち込みで、中小企業の経営に多大な影響を与える恐れがある際は、掛川市と掛川みなみ商工会は連携して支援にあたる。
- 掛川みなみ商工会は掛川市等からの要請により緊急相談窓口を設置し、情報を収集し、小規模事業者等への施策の支援・斡旋・情報提供等を行う。また、地域事業者の要望を取りまとめ、行政への提言を行う。

③ 被災事業施策の周知について

応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により地区内小規模事業者等へ周知する

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・静岡県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。併せて、「大規模災害時及び新型コロナウイルス等の影響下における会員支援に関する商工会相互連携協定」を結んでいる、菊川市商工会、御前崎市商工会、森町商工会、浅羽町商工会、磐田市商工会に職員の応援派遣を依頼する。

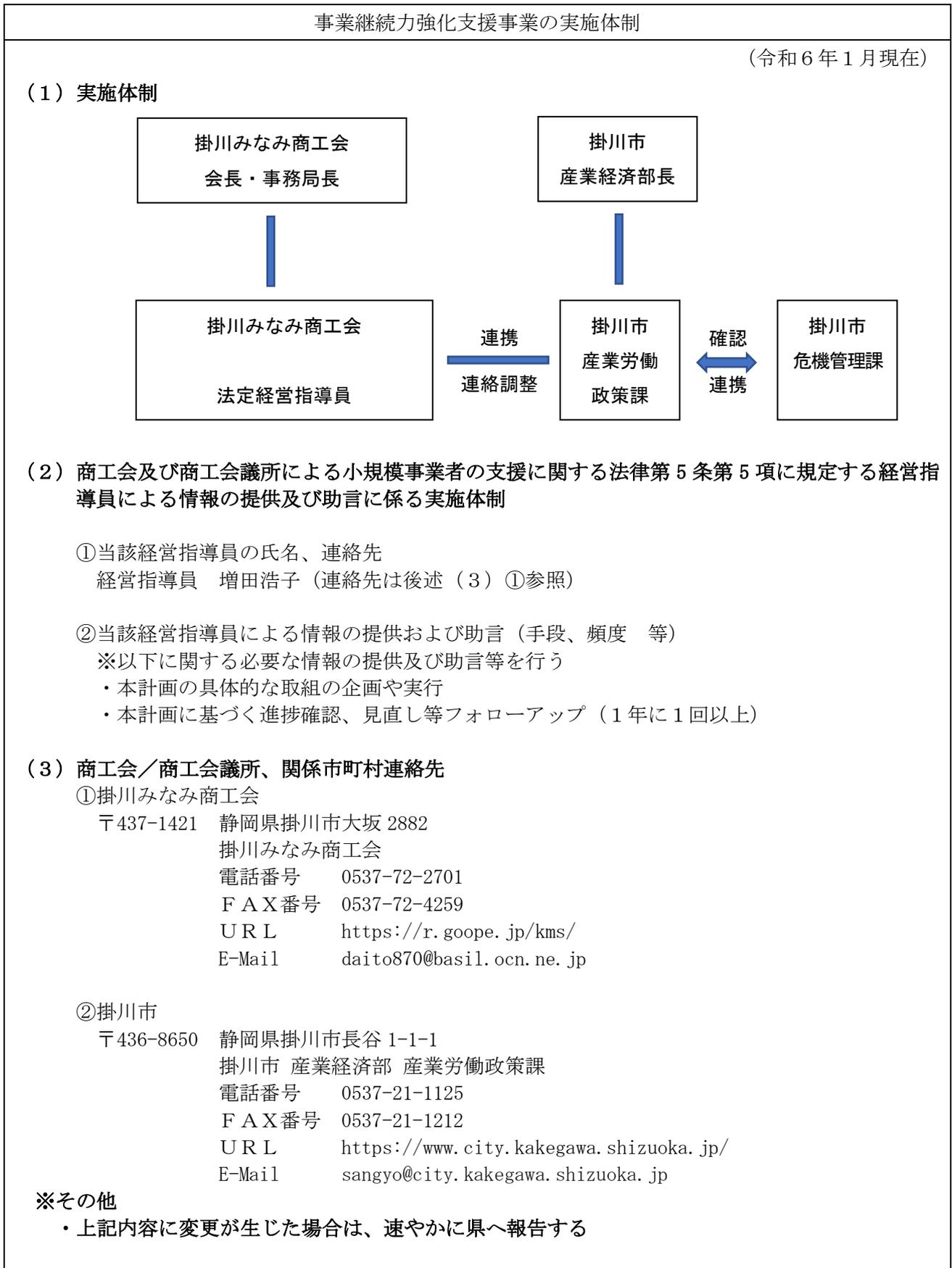
- ・感染症等の流行により、事業活動が困難になった場合、また、その恐れがある時は、資金繰りや補助金等を積極的に地区内小規模事業者等に周知する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 必要な資金の額 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 |
| ① 専門家派遣費 | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 |
| ② セミナー開催費 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| ③ パンフ・チラシ等作成費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

調達方法

参加会員会費収入、静岡県補助金、掛川市補助金、事業収入等

ただし、上記経費のうち、講師謝金や旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣機関等が無償で派遣応諾いただいたときには当該経費が減額となる場合がある

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
|---|
| ① 東京海上日動火災保険株式会社 住 所：東京都千代田区丸の内 1-2-1 代表者：取締役社長 広瀬 伸一 |
| 連携して実施する事業の内容 |
| 1 事前支援 ・ B C P 関連損害保険の周知 ・ 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・ 小規模事業者の B C P 策定支援 2 復興支援 ・ 被災企業に対する公的支援施策の情報提供 ・ 被災状況に照らし合わせた速やかな保険請求のサポート |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| ① 会員事業者の事業者所在地のハザード情報の提供、保険相談等 ② B C P 策定ツールの提供、指導および助言 |
| 連携体制図等 |
| <pre>graph TD; MS[小規模事業者] <--> 支援 / 相談 KSC[掛川みなみ商工会]; KSC <--> 共同申請 KSCity[掛川市]; KSC <--> 連携 TMI[東京海上日動火災保険株式会社];</pre> |